

職員の懲戒処分について

令和3年7月21日
総務部

令和3年7月21日付けで、関係職員の懲戒処分を行ったので発表します。

1 事案の概要

令和3年5月8日（土）午後5時頃から、職員が知人宅の焼肉会に参加し、焼酎の水割りを3杯飲んだ後、午後8時頃に知人の息子に送り届けてもらい帰宅した。午後8時30分頃に就寝した後、翌5月9日（日）午前0時30分頃に目が覚め、自家用車で近所のコンビニエンスストアに買い物に行った帰りに自宅駐車場で警察に酒気帯び運転で検挙されたもの。

2 当該職員 事務職員

3 処分の内容 停職5月